

新型コロナウイルスに関する情報について

当館で収集した新型コロナウイルス感染拡大にともなうグアム島での影響に関する情報は以下のとおりです。

目次

1. グアム島内における新型コロナウイルスの感染症確定例 **(更新)**
2. 7月24日からのグアム入島後の新たな行動制限（隔離）措置の実施について **(新規)**
3. 陰性証明書について
4. 移民ビザ及び一部の非移民ビザに対する米国入国の停止・制限措置について
5. グアム入島者に対する入島後の強制隔離措置のための施設について
6. 日本ーグアム間の民間商用機（旅客便）の運行状況
7. グアム政府発行の自動車運転免許証の手続きについて
8. グアム政府による給付金や休業・失業補償について
9. グアム政府策定のリカバリープランについて
10. グアムを含む米国入国制限措置について
11. 感染防止対策の励行
12. 新型コロナウイルスの感染が疑われる症状が出た場合
13. 新型コロナウイルスに関するその他の情報源

1. グアム島内における新型コロナウイルスの感染症確定例

7月24日午後1時現在、グアム政府発表によるグアム島内での新型コロナウイルス感染者の累計数は337名となっています。また、グアム政府のリカバリープランに基づく規制緩和段階は「PCOR3」となっています。

<内訳>

- ・治療又は隔離中の感染者88名
- ・隔離療養の解除又は治癒した感染者244名
- ・亡くなった感染者5名

新型コロナウイルスに関するグアム政府の報道発表は以下のグアム政府機関ホームページでご確認いただけます。

<https://www.ghs.guam.gov/coronavirus-covid-19>

<http://dphss.guam.gov/covid-19/>

グアム政府による島内でのPCR検査体制の拡充などもあり、新型コロナウイルスの感染確認数は一時的な急増があったものの、現在は緩やかな増加傾向にあります。短期渡航者及び在留邦人の皆様におかれましては、未だ感染のリスクが身近に存在していることを念頭に置き、引き続き感染防止のための行動を取っていただきますようお願い致します。

2. 7月24日からのグアム入島後の新たな行動制限（隔離）措置の実施について

23日午後、グアム政府は24日午前0時01分より、グアム入島後の新たな行動制限（隔離）措置を実施することを発表しました。24日より、実施される行動（隔離）制限の概要は以下のとおりです。なお、こちらに記載している事項は、グアム保健局等が発表した事項の概要を当館で仮訳した上、わかりやすくまとめたものです。全ての規定を完全に網羅している訳ではありませんので、あくまでも参考としてご覧ください。グアムで実施される検疫措置や隔離措置又はこれに係る手続き等の最終決定はグアム保健局及び検疫官が行います。検疫官の判断次第では、公表されているガイドランスとは異なる措置の決定がなされる場合もあり得ますので、グアム滞在中の宿泊施設（ホテル）を手配する場合は、突然の変更に備えキャンセルポリシー等を事前にご確認されておくことをお勧めいたします。なお、個別事案の判断については、必ず事前にグアム保健局にお問い合わせいただきますようお願いいたします。保健局への問い合わせは下記保健局ホームページから行えます。 (<http://dphss.guam.gov/covid-19-dphss-mandatory-quarantine-procedures/>)

○「Low-Risk Area」（ローリスク地域）に指定された国・地域からの渡航者

※国籍及びグアム居住者/非居住者不問

①グアム滞在日数が5泊未満（滞在4日間以内）である場合、無条件で一切の検疫・隔離措置は課されません。

②グアム滞在日数が4泊以上（滞在5日間以上）の場合、（1）グアム入島前5日間以内に実施されたPCR検査の結果が陰性であることを示す証明書がある場合、又は（2）滞在5日目にグアムにてPCR検査を受けて陰性だった場合、5日目以降も引き続き一切の検疫・隔離措置は課されません。（※入島後、14日間までは、グアム保健局等による経過観察と追跡調査に協力することが求められます。）

7月24日現在、グアム政府指定の「Low-Risk Area」（ローリスク地域）は以下のとおりです。

○米国国内の州

コネチカット州・メイン州・ニューハンプシャー州・ニュージャージー州・ニューヨーク州
バーモント州

○太平洋地域の国

米国領サモア・オーストラリア・北マリアナ諸島・ミクロネシア連邦・マーシャル諸島共和国
ニュージーランド・パラオ共和国

○アジア地域の国・地域

マレーシア・韓国・台湾

○その他

オーストリア・ベルギー・カナダ・デンマーク・フィンランド・ドイツ・ギリシャ・ハンガリー
アイスランド・アイルランド・イタリア・オランダ・ノルウェー・ポーランド・スロバキア
スウェーデン・スペイン・英国

※7月24日現在、日本は「Low-Risk Area」（ローリスク地域）に指定されていません。

○「Low-Risk Area」(ローリスク地域)に指定された国・地域**以外**からの渡航者

※日本を出発・経由して、グアムへお越しになる方はこちらが該当します。※国籍・グアムの居住者/非居住者不問

①グアム入島前5日間以内に実施されたPCR検査の結果が陰性であることを示す証明書がある場合、原則、自宅又は自身で予約した宿泊施設(ホテル等)での14日間の自主隔離が課せられますが、自主隔離開始7日目にPCR検査を受検することが選択でき、その結果が陰性であり、保健局が認めれば、その時点で自主隔離措置は解除されます。なお、検査を受検するかは任意となっているため、検査を受けない場合は、そのまま14日間の自主隔離措置が継続されます。

②グアム入島前5日間以内に実施されたPCR検査の結果が陰性であることを示す証明書がない場合、原則、グアム政府指定施設における14日間の強制隔離が課せられますが、強制隔離開始7日目にPCR検査を受検することが選択でき、その結果が陰性であり、保健局が認めれば、その時点で強制隔離措置は解除されます。なお、検査を受検するかは任意となっているため、検査を受けない場合は、そのまま14日間の強制隔離措置が継続されます。

日本からグアムに渡航される場合、陰性証明書(グアムに入島する日から前5日間以内の検査結果)がない方は、原則、強制隔離措置の対象となります。検疫・隔離措置に関する最終決定は空港の検疫官又はグアム保健局が行います。個別案件の相談等は事前にグアム保健局等へお問合せ頂きますようお願い致します。

グアム保健局ホームページ(検疫・隔離措置に関するページ。※一部更新中)

<http://dphss.guam.gov/covid-19-dphss-mandatory-quarantine-procedures/>

3. 陰性証明書について

グアム保健局が公表している陰性証明書の必要記載事項は以下のとおりです。

- ・検査を受けた者の氏名
- ・検査を受けた者の生年月日
- ・検査を実施した検査機関(クリニック・病院等)の名称
- ・検査手法の名称
- ・検体の採取日
- ・検査結果

※上記事項のうち1つでも不記載がある場合、有効な陰性証明書とは認められません。

※抗体検査による陰性証明書は検疫上、有効とは見なされません。

陰性証明書に関する詳しい案内は下記URLから保健局ホームページをご確認ください。

http://dphss.guam.gov/wp-content/uploads/2020/07/Clarification-on-Acceptable-COVID-19-Test-Results_7.1.2020-2.pdf

4. 移民ビザ及び一部の非移民ビザに対する米国入国の停止・制限措置について

6月22日、米国政府は、移民及び一部の非移民ビザによる米国入国の停止・制限措置等に関する大統領布告(2019年新型コロナウイルス大流行後の経済回復期における米国労働市場へのリスクとなる移民及び非移民の入国の停止に関する布告)を発表しました。この布告は、6月24日

(水) 午前0時1分 (米国東部夏時間) から効力が生じます。 同布告の主な内容は以下のとおりです。布告の原文は以下のURL (米国ホワイトハウスHP) からご確認いただけます。

<https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/proclamation-suspending-entry-aliens-present-risk-u-s-labor-market-following-coronavirus-outbreak/>

※本件措置の影響を受ける可能性がある方は必ず原文に依拠し詳細を確認してください。

(1) 移民受け入れの停止措置の期間延長

4月22日発令の大統領令「Proclamation 10014」の有効期間を本年12月31日まで延長しました。これにより、米国外にて移民ビザ (グリーンカード) を申請する外国人に対する移民ビザ (グリーンカード) の発給が12月31日まで停止となります。

なお、米国国内でグリーンカードを申請中の外国人、米国市民の配偶者及びその子、既にグリーンカードを所持している者、医療従事者及びエッセンシャルワーカーと認められる者は対象外となっています。

(2) 一部の非移民ビザに対する米国入国の停止・制限措置

ア. 本大統領布告発効日時時点で、米国外において、以下に指定されたビザカテゴリーを含む有効な非移民ビザ及び、本布告発効日時時点で有効な、または発効日以降に発給された米国への渡航及び入国申請を許可するビザ以外の公的な渡航書類 (トランスポーターレター、臨時入国許可書等) を保持していない外国人に対し、以下に指定されたビザカテゴリーでの入国が本年12月31日まで制限されます。

○ **H-1Bビザ** (特殊技能職ビザ), **H-2Bビザ** (熟練・非熟練労働者ビザ)

※これに同伴・合流する外国人含む

○ **Jビザ** (交流訪問者ビザで以下に該当するもの: インターン, 研修生, 教師, キャンプカウンセラー, オペア (au pair), サマーワーク&トラベル (SWT) プログラムに参加しようとする場合) ※これに同伴・合流する外国人を含む

○ **Lビザ** (企業内転勤者ビザ) ※これに同伴・合流する外国人を含む

イ. 入国一時停止の制限対象外となる者

○本布告発効日時時点で既に有効な H-1B, H-2B, L-1, J-1 ビザを取得している外国人とこれに同伴・合流する外国人

○米国内に滞在している H-1B, H-2B, L-1, J-1 ビザを取得している外国人とこれに同伴・合流する外国人

○上記ア. で指定されたビザカテゴリー以外の非移民ビザ保有者 (E ビザ等)

○米国の合法的な永住者

○米国市民の配偶者または子 (米国移民国籍法 101 (b) (1) が定義する子。未婚, 21 歳未満等) である外国人

○米国の食品サプライチェーンに不可欠な一時的労働力やサービスを提供するために入国しようとする外国人

○国務長官, 国土安全保障長官, もしくは彼らの指名を受けた者によりその入国が国益 (national interest) にかなうと決定された外国人 (国防, 法執行, 外交, 米国の安全保障に不可欠な者, コロナウイルスに罹患し入院中の者への医療ケアの提供に関与する者, コロナウイルスとの戦いを支援するため米国の機関で医療研究等の提供に関わる者, 米国の即時及び継

続的な経済回復を促進するために必要な者が含まれる。)

ウ. 措置の終了期限

本布告は2020年12月31日に失効となっていますが、必要に応じ延長することが可能ともなっています。

※本大統領布告では、既に有効なH-1B, H-2B, L-1, J-1 ビザを取得している外国人とその家族は制限の対象外となっていますが、米国の出入国を管理する税関・国境警備局 (CBP) からは具体的なガイダンスが示されておりません。米国への出入国の予定がある方は最新情報をご確認いただきますようお願い致します。

5. グアム入国者に対する入島後の強制隔離措置のための施設について

5月24日、グアム政府、グアムへの入島者 (一部) に実施している強制隔離措置について、新たに2つの収容施設 (ホテル) を追加したと発表しました (隔離措置については上記4. をご参照ください)。

追加されたホテルを含め政府指定の強制隔離措置のための施設となるホテルは、

- ・ホテルサンタフェ
- ・ホテルウィンダムガーデングアム
- ・オーシャンビューホテル
- ・ガーデンコートホテル

※ 空港から隔離施設 (ホテル) までの移動手段についても、グアム政府より提供されます。上記のどのホテルに滞在するかは、空港検疫官が決めます。

6. 日本ーグアム間の民間商用機 (旅客便) の運行状況

ユナイテッド航空は日本 (成田) ーグアム間の運航を維持しているUA196便/197便の8月3日までの運航予定について発表しました。発表によると、7月22日までは現在の運行スケジュールと変わらず、週3便 (火曜, 木曜, 土曜) の運航を行う予定となりますが、7月23日から8月3日の間は毎日運行予定とのことです。運航は予告なしに変更される可能性もありますので、今後、帰国等のため上記の便への搭乗を検討されている方は、事前に航空会社へ問い合わせる等、必ず最新の情報をご確認ください。

★なお、日本政府が実施している水際対策の強化措置 (入国拒否対象国・地域の指定, 日本人を含む帰国者, 入国者に対するPCR検査及び14日間の自主隔離要請等) は6月末日まで延長となっています。詳しくは、前のページより、「日本における新型コロナウイルスに関する水際対策強化 (新たな措置)」をご参照ください。

7. グアム政府発行の自動車運転免許証の手続きについて

グアム政府発行の自動車運転免許証の新規取得・更新手続きは以下の事務所において申請受付を行っています。

○アガナショッピングセンター内にある Department of Revenue & Taxation, Motor Vehicle Division の支所

営業時間

月曜から金曜

午前7時から午前9時までは、高齢者、障害者、退役軍人からのみの受付時間

午前9時から午後4時までは予約制による一般の方の受付時間

※手続きのための予約申請はオンライン (<https://www.guamtax.com/>) にて行えます。

〇バリガダオフィス

営業時間

8月 1日 午前7時～午後4時 (予約不要: Walk-in)

8月 8日 午前7時～午後4時 (予約不要: Walk-in)

8月15日 午前7時～午後4時 (予約不要: Walk-in)

※午前7時から午前8時の時間帯は高齢者、障害者、退役軍人の方からの専用受付時間となります。その他手続きに関する情報は以下のページをご参照ください。

https://www.guamtax.com/frontpagenotices/covid19/2020_DRT_COVID-19_Services_Series_Volume_4_2020-06-17.pdf

8. グアム政府による給付金や休業・失業補償について

グアム政府の労働局及び保健局は、新型コロナウイルスの感染拡大による影響により発生した事業の休業や従業員の解雇（失業）に関して、事業主や個人に対する経済的な支援（補償）や福利厚生サービスの受給申請を受け付けています。

その他の給付金や失業補償、企業助成金については、グアム政府労働局や税務局、経済発展局のホームページをご参照ください。

労働局ホームページ

<https://dol.guam.gov/wp-content/uploads/GUAM-DEPARTMENT-OF-LABOR-ADVISORY5.pdf>

税務局ホームページ: <https://www.guamtax.com/>

経済発展局（企業助成金）: <https://www.investguam.com/smallbusiness/>

保健局ホームページ

<http://dphss.guam.gov/wp-content/uploads/2020/05/Press-Release-on-Application-Process-R1-04-04-2020-update.pdf>

また、手続きに関する問い合わせ先は、次の通りです。

【電話】総合インフォメーションダイヤル「3 1 1」

【メール】労働局 vosemployer@dol.guam.gov

税務局 guameip@revtax.guam.gov

経済発展局 smallbusiness@investguam.com

9. グアム政府策定のリカバリープランについて

4月30日午後、グアム政府は新型コロナウイルス感染拡大防止のため現在停止している経済社会活動について、感染状況等を見極めながら段階的に再開するための「リカバリープラン」の概要を発表しました。リカバリープランでは、感染状況、医療体制等を踏まえ、4段階（PCOR1からPCOR4）に分けて徐々に経済社会活動を再開していくことが示されています。段階はPCOR1から

PCOR 4 に向かって移行され、移行と同時に経済活動等の規制が緩和されていく見込みです。

開業に関する質問や問い合わせは下記の機関となっております。

● **Guam Economic Development Authority**

Tel: 671-647-4332

E-mail: roadtorecovery@investguam.com

Website: <http://www.investguam.com/roadtorecovery/>

● **Guam Chamber of Commerce**

Tel: 671-472-6311

E-mail: ccastro@guamchamber.com.gu

Website: <http://www.guamchamber.com.gu/>

● **Guam Visitors Bureau**

Tel: 671-646-5278

E-mail: CommunityRelations@visitguam.org

Website: <http://www.visitguam.com/>

● **Guam Women's Chamber of Commerce**

Tel: 671-487-7022

E-mail: connect@guamwomenschamber.com

Website: <https://www.guamwomenschamber.com/>

グアム政府発表のリカバリープランについては以下のホームページにてご確認できます。

<http://www.investguam.com/roadtorecovery/>

10. グアムを含む米国入国制限措置について

現在実施されている米国への入国制限措置については、以下のとおりです。

- (1) 米国到着日から遡って14日間以内にブラジルへの渡航歴がある外国人の入国拒否（米国籍者、永住者及びその家族を除く。その他の制限適用除外者については下記米国連邦政府ホームページをご参照ください。）

<https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/proclamation-suspension-entry-immigrants-nonimmigrants-certain-additional-persons-pose-risk-transmitting-novel-coronavirus/>

- (2) 米国到着日から遡って14日間以内に英国又はアイルランド共和国での渡航歴がある外国人（注）の入国拒否。（注：永住者、米国籍者の配偶者及び子は除く。その他の制限適用除外者については下記米国連邦政府ホームページをご参照ください。）

<https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/proclamation-suspension-entry-immigrants-nonimmigrants-certain-additional-persons-pose-risk-transmitting-coronavirus-2/>

- (3) 米国到着日から遡って14日間以内に中国（香港及びマカオ除く）での滞在歴がある外国人（注1）の入国拒否。（注1：永住者、米国籍者の家族は除く。その他の制限適用除外者については「別添1」をご参照ください。）

(4) 米国到着日から遡って14日間以内にイラン・イスラム共和国（イラン）での渡航歴がある外国人（注2）の入国拒否。（注2：永住者，米国籍者の家族は除く。その他の制限適用除外者については下記米国連邦政府ホームページをご参照ください。）

<https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/proclamation-suspension-entry-immigrants-nonimmigrants-certain-additional-persons-pose-risk-transmitting-coronavirus/>

(5) 米国到着日から遡って14日間以内にシェンゲン協定が適用されるヨーロッパの26の国での渡航歴がある外国人（注）の入国拒否。（注：永住者，米国籍者の配偶者及び子は除く。その他の制限適用除外者については下記米国連邦政府ホームページをご参照ください。）

<https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/proclamation-suspension-entry-immigrants-nonimmigrants-certain-additional-persons-pose-risk-transmitting-2019-novel-coronavirus/>

※シェンゲン協定が適用されるヨーロッパの26の国

オーストリア、ベルギー、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、イタリア、ラトビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス

(6) 米国到着日から遡って14日間以内に湖北省に滞在歴のある米国籍者及びその家族，又は永住者は，最大14日間の強制（隔離）検疫措置。

(7) 米国到着日から遡って14日間以内に湖北省以外の中国本土（香港及びマカオ除く）に滞在歴のある米国籍者とその家族及び永住者は，入国時のスクリーニング後，最大14日間の自主経過観察措置。

※現有されている米国ビザの種類に関わらず，定められた制限適用除外者又は（6），（7）以外の方は「外国人」に該当します。特に中・長期ビザでグアムに滞在されている在留邦人の方については，入国制限措置内容に変更があった場合に備え，引き続き米国出入国関連情報の入手に努めてください。

11. 感染防止対策の励行

感染拡大を止めるには，一人一人の責任ある行動が重要です。マスクの着用や他者とのソーシャルディスタンス（社会的距離2～3メートル）を確保することに加え，以下のような毎日の予防措置を心がけましょう。

- ・石けんを使用して手洗いを20秒以上行う
- ・不衛生な手で口や目に触れないこと
- ・疑わしき病状のある人に不用意に近づかないこと
- ・咳をする際は，ティッシュ又は自身の衣服の袖で口と鼻を覆うこと
- ・使用したティッシュはゴミ箱に捨てること
- ・頻繁に手が触れる物体や物の表面は消毒をして清潔にすること
- ・体調が悪い場合は，学校や職場には行かず，病院受診後は，不要な外出は避けること

1 2. 新型コロナウイルスの感染が疑われる症状が出た場合

新型コロナウイルスに感染した場合の兆候と初期の症状は（１）発熱，（２）咳，（３）息切れです。こうした症状を自覚した場合，自己診断はせずに，医師による適切な診断を受けてください。なお，医療機関に行く際は，必ず事前に電話で最近の生活行動や海外への渡航の有無，症状について伝え，その後の行動は医療機関の指示に従うようにしてください。旅行者の方は滞在しているホテルに症状や状況を伝えた上で，ホテル関係者の指示に従ってください。

症状や対応などの相談ができるグアム保健局医療相談ホットライン（英語）は以下の番号となっています。

電話：６７１－４８０－７８５９

電話：６７１－４８０－６７６０／３

電話：６７１－４８０－７８８３

※感染拡大防止の観点から，事前連絡をせずに病院を訪れたり，症状を抱えたまま行動を続けることはやめましょう。

※グアムの法律では，新型コロナウイルス感染拡大のような公衆衛生上の緊急事態時においては，感染拡大防止の観点からグアム政府の公衆衛生当局（保健局等）や，その指示を受けている医療従事者に対して検査，治療，隔離に関する権限を付与し，個人はその措置や決定事項に従うことが定められています。

根拠法令の出典：<http://www.guamcourts.org/CompilerofLaws/GCA/10gca/10GC019.PDF>

1 3. 新型コロナウイルスに関するその他の情報源

- ・ 外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/index.html>

- ・ 厚生労働省（日本語）

<https://www.mhlw.go.jp/index.html>

- ・ 国立感染症研究所（日本語）

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/from-idsc.html>

- ・ グアム政府観光局（日本語ページ）

<https://www.visitguam.jp/articles/>

- ・ 米国疾病管理予防センターのホームページ（英語）

<https://www.cdc.gov/>

- ・ グアム保健省ホームページ（英語）

<http://dphss.guam.gov/>

<http://dphss.guam.gov/covid-19/>

- ・ グアム保健局新型コロナウイルス情報ホットライン（英語）月曜～金曜の８時～１７時

電話：６７１－６３５－７４４７

- ・ グアム保健局医療相談ホットライン（英語）

午前６時から午後１０時まで

電話：６７１－４８０－７８５９

電話：６７１－４８０－６７６０／３

電話：671-480-7883

- ・グアム政府新型コロナウイルス総合インフォメーション（英語）

電話：311

「2019 年新型コロナウイルス感染のリスクをもたらす移民及び非移民の入国停止に関する布告」
仮訳（規定部分抜粋）

2020 年 1 月 31 日

1 条 入国停止及び制限

米国への入国または入国企図の 14 日前までの間に中華人民共和国（香港及びマカオ特別行政区を除く）に物理的に滞在していた全ての外国人（移民、非移民）による米国への入国は、本布告 2 条の条件の下、ここに停止・制限する。

2 条 入国制限及び制限の範囲

(a) 本布告 1 条は以下には適用されない。

- I. 米国の合法的永住者
- II. 米国市民または合法的永住者の配偶者である外国人
- III. 未婚かつ 21 歳未満の米国市民または合法的永住者の親または法定後見人である外国人
- IV. いずれもが未婚かつ 21 歳未満である米国市民または合法的永住者の兄弟である外国人
- V. 米国市民または合法的永住者の子、養子または被後見人である外国人、または、IR-4 または IH-4 ビザをもって米国に入国しようとする養子候補者である外国人
- VI. ウイルスの封じ込めまたは軽減に関連する目的のため米国政府の招待により渡航する全ての外国人
- VII. 移民国籍法 101 条 (a) (15) (C) または (D) に基づく非移民で、乗組員、その他航空機乗務員または船舶乗組員として米国へ渡航する全ての外国人
- VIII. A-1, A-2, C-2, C-3 ビザ（外国政府職員または職員の近親）、G-1, G-2, G-3, G-4, NATO-1 から NATO-4 または NATO-6 ビザをもって米国に入国または米国を通過しようとする全ての外国人
- IX. 疾病管理予防センター所長または同所長が指定する者が、入国によってウイルスの流入、感染、まん延の重大なリスクをもたらすことはないとは判断する全ての外国人
- X. 司法長官または同長官が指名する者の推薦に基づき、国務長官、国土安全保障長官または両長官がそれぞれ指名する者が、その入国が重要な米国法執行の目的を促進すると判断する全ての外国人
- XI. 国務長官、国土安全保障長官または両長官がそれぞれ指名する者が、入国が国益にかなうと判断する全ての外国人

(b) 本布告のいかなる内容も、米国法令・規則に矛盾しない範囲で、個人の難民の資格、退去強制保留の資格、拷問等禁止条約の施行法のもとに発行される規則に基づく保護の資格に影響を与えるものではない。

3 条 実施及び施行

(a) 国務長官は、国務長官が国土安全保障長官と協議して定める手続きに従って査証に適用することによりこの布告を実施する。国土安全保障長官は、国務長官と協議して定める手続きに従って外国人の入国に適用することによりこの布告を実施する。

(b) 関連の法律に従い、国務長官、運輸長官及び国土安全保障長官は、この布告の対象となるいかなる外国人も米国に向かう航空機に搭乗しないよう確保する。

(c) 国土安全保障長官は、米国の海港及び入国港間でこの布告の適用と実施を確保するための基準と手順を確立する。

(d) 詐欺、重要な事実の故意の不実表示、または不法入国によりこの布告の適用を回避する外国人は、国土安全保障省による優先的退去強制対象となる。

4条 秩序ある医学的スクリーニング及び検疫

国土安全保障長官は、秩序ある医学的スクリーニング及び適当な場合にはウイルスに暴露した可能性がある米国入国者の検疫を容易にすることを目的に、個人及び航空機の米国への渡航を規制するために必要かつ適切な全ての措置を講じる。この措置は、航空会社に対して、米国に向かう航空機へのかかる乗客の搭乗を制限及び規制するよう指示することを含む。

5条 終了

この布告は、大統領によって終了されるまで有効である。保健福祉長官は、状況に応じて、この命令の日付から 15 日以内に及びその後 15 日ごとに、大統領がこの布告を継続、修正、または終了することを勧告する。

6条 発効日

この布告は、2020年2月2日東部標準時間午後5時に発効する。

(以下省略)

原文：米国連邦政府ホームページ

<https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/proclamation-suspension-entry-immigrants-nonimmigrants-persons-pose-risk-transmitting-2019-novel-coronavirus/>